

【質問回答一覧】

質問のあった事項に係る回答について、以下のとおりとします。

案件名称		金岡公園再整備における民間活力導入可能性調査業務	
No.	質疑事項	回答事項	備考
1	<p>・入札説明書p.5 9(1)提出書類</p> <p>「技術提案書(補足資料含む。)」とありますが、補足資料とはどのようなものを想定されているのでしょうか。</p>	<p>技術提案書等作成要領における「2 記載事項の提案項目」のうち、「1 業務実績等」の内容を証明する資料を想定しています。</p>	
2	<p>・特記仕様書p.4 第2章4.3)サウンディング型市場調査結果のとりまとめ</p> <p>調査結果のとりまとめ資料を令和8年9月目途に作成することとなっていますが、本資料についても「市場調査に関する広報等」として、ホームページ等で公表することを予定していますか。</p>	<p>市場調査結果のとりまとめ資料については、公表する予定はありませんが、本資料を基に概要を整理したものを公表する予定です。</p>	
3	<p>・落札者決定基準p.3 別記 評価表</p> <p>「1.①業務実績等」にて、「公園を対象とした…業務履行実績」とありますが、公園の種別は都市公園に限られず、自然公園等も含まれるのでしょうか。</p> <p>また、複数の配置予定技術者がそれぞれ別個の実績を有している場合、合算した実績数に基づき評価されるのか、或いは管理技術者等、特定の予定配置技術者のみの実績数に基づき評価されるのでしょうか。</p>	<p>落札者決定基準に記載の業務履行実績については、公園の種別は問いません。</p> <p>また、実績の評価に当たっては、複数の配置予定技術者の実績を合計するのではなく、管理技術者等の特定の技術者1名の実績数に基づき評価します。</p>	
4	<p>・技術提案書等作成要領p.1 2. 記載事項</p> <p>上記の質問とも関連しますが、提案項目1「業務実績等」については、配置予定技術者が複数の場合、それぞれの実績について記載すべきでしょうか。或いは管理技術者等、特定の配置予定技術者のみの実績の記載に留めるべきでしょうか。</p> <p>また念のための確認ですが、記載すべき内容は配置予定技術者の実績であり、企業実績ではない(記載しても評価されない)となるのでしょうか。</p>	<p>技術提案書において求める履行実績については、落札者決定基準と同様に、複数の配置予定技術者の実績を合計するのではなく、管理技術者等の特定の技術者1名の実績数に基づき評価します。</p> <p>このため、配置予定技術者が複数いる場合であっても、それぞれの実績を記載する必要はありません。</p> <p>なお、企業実績については評価の対象としません。</p>	

No.	質疑事項	回答事項	備考
5	<p>・技術提案書等作成要領p.2 3. 作成方法</p> <p>留意事項の(4)について、技術提案書は5ページ程度に収めるとのことですが、5ページを超える枚数でもよろしいでしょうか。また、図面等はA3判も可とありますが、A3判1ページでA4判2ページと見做されるでしょうか。</p>	<p>技術提案書はA4サイズで5ページ程度に収めるものとし、1ページの超過については許容範囲とします。</p> <p>また、A3サイズについても、A4サイズと同様に1ページとしてカウントします。</p>	
6	<p>入札説明書 3競争入札参加資格 (8)</p> <p>本業務にJVとして参加することは可能でしょうか。</p> <p>JVでの参加が可能な場合、【入札説明書 3競争入札参加資格一(8)】の実績要件(国または地方公共団体における民間活力導入可能性調査の元請実績)は、JVのうち1社が満たせば適用されると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>本業務においては、共同企業体(JV)による参加は認めていません。</p>	
7	<p>仕様書 第2章 4. 市場調査の実施</p> <p>「1)サウンディング型市場調査の準備」に記載のある「本市が提示する関連資料」とはどのような内容の資料か、ご教示いただけませんか。</p>	<p>現時点で市が考える整備内容を取りまとめたものです。</p>	
8	<p>仕様書 第2章 5. 概算事業費及びVFMの算定</p> <p>「市が指定する複数の施設整備案」について、【仕様書 第2章 7.事業計画案の作成】に記載のある「概略施設配置図の作成」との関係をどのように考えておくべきか、ご教示いただけませんか。</p>	<p>仕様書に記載のとおりです。</p>	
9	<p>仕様書 第2章 5. 概算事業費及びVFMの算定</p> <p>「市が指定する複数の施設整備案」の精度や建築計画の縮尺について、ご教示いただけませんか。</p>	<p>「市が指定する複数の施設整備案」について、その精度や建築計画の縮尺は定めていません。</p>	
10	<p>仕様書 第2章 5. 概算事業費及びVFMの算定</p> <p>後段部分「概算事業費の算出にあたっては、建設会社等(原則3社以上)に参考見積を徴収し、…」とありますが、基本・実施設計を実施していない状態で見積を徴収することは困難なため、貴市が作成した基本計画図や【仕様書 第2章 7.事業計画案の作成】で作成する概略施設配置図をもとに建設会社等へヒアリングした坪単価ベースで概算事業費を算出する、という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>本業務において詳細な施設の仕様を決定しない場合等、見積徴収が困難であると認められる場合に限り、概算事業費の算出方法について協議します。</p>	

No.	質疑事項	回答事項	備考
11	<p>様式 入札書</p> <p>入札書について、規定の様式などはございませんでしょうか。 また、入札書は技術提案書(5ページ分)には含まれないと考えてよろしいでしょうか。 入札書は提案書の正本に付して提出すればよいでしょうか。あるいは、封書にして別途提出するなどの形式でお考えでしょうか。</p>	<p>入札説明書の別記に記載のとおりです。</p>	
12	<p>・技術提案書の作成にあたり、「金岡公園再整備基本計画」策定のために実施された過年度の委託業務成果を閲覧させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>過年度の委託業務成果については、縦覧等を実施しません。</p>	